

佐伯市地域防災計画 修正案

新 旧 対 照 表

地震・津波対策編	第2部 「災害予防」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2 第3部 「災害応急対策」・・・・・・・・・・・・・・・・ P15 第4部 「災害復旧・復興」・・・・・・・・・・・・・・・・ P33 第5部 「南海トラフ地震防災対策推進計画」・・・・ P34
風水害・事故災害対策編	第2部 「災害予防」・・・・・・・・・・・・・・・・ P35 第3部 「災害応急対策」・・・・・・・・・・・・・・・・ P46 第4部 「災害復旧・復興」・・・・・・・・・・・・・・・・ P62 第5部 「原子力災害対策」・・・・・・・・・・・・・・・・ P63

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
36	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止</p> <p>(略)</p> <p>5 農地防災対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 管理上の措置</p> <p>地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。</p> <p>また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。</p> <p>さらに、地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枠、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。</p>	<p>(2) 管理上の措置</p> <p>地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。</p> <p>また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点農業用ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。</p> <p>さらに、地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枠、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
41	<p>(略)</p> <p>第4節 建築物等の安全性の確保</p> <p>1 公共施設の安全性確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公共施設に関する事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>ウ 非常用電源設備等の整備</p> <p style="text-align: center;">_____自家発電設 備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間 _____の發電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 一般建築物の安全性確保</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 建築物等の安全性の確保</p> <p>1 公共施設の安全性確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公共施設に関する事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>ウ 非常用電源設備等の整備</p> <p style="text-align: center;"><u>再生可能エネルギー等の代替エネルギー</u>等の代替エネルギー<u>システムや</u>自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間 <u>(最低3日間)</u>の發電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。</p>
43	<p>(略)</p> <p>(2) 一般建築物に関する事業の実施</p> <p>ア 耐震性の確保</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 一般建築物に関する事業の実施</p> <p>ア 耐震性の確保</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に、旧耐震基準で建てられた木造住宅については、_____</p> <p>_____耐震診断<u>や</u>改修を促進するための助成等を実施する。</p>	<p>施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に、旧耐震基準で建てられた木造住宅については、<u>耐震アドバイザーの派遣や</u>耐震診断、改修を促進するための助成等を実施する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
50	<p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。</p> <hr/> <hr/>	<p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。</p> <p><u>そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>_____</p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般市民に対する防災教育</p>	<p>る女性参画の拡大に努める。</p>
68	<p>ケ 日頃市民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p>	<p>ケ 日頃市民が実施しうる応急手当、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策</p>
69	<p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分</p>	<p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
71	<p>析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 消防団等の育成・強化</p> <p>1 消防団の育成・強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>ア 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることか</p>	<p>結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>ア 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
74	<p>ら、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを<u>進めるものとする。</u></p> <hr/> <p>第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅</p>	<p>、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを<u>推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組みを推進する。</u></p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を、日常から市民に広く周知（公示）する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても、介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を、日常から市民に広く周知（公示）する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても、介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p style="color: red; font-weight: bold;"><u>県及び市は、保健師、福祉関係者、N P O 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p>

(略)

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
75	<p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備</p> <p>要配慮者に対し、災害初期の食料・飲料水等について、<u>おおむね3日間</u>を自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 市民運動の展開</p> <p>1 自助の推進</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備</p> <p>要配慮者に対し、災害初期の食料・飲料水等について、<u>最低3日間</u>、<u>推奨1週間</u>を自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。</p>
79	<p>(4) 市民は、災害の発生に備え<u>少なくとも3日分</u>の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努めるものとする。</p>	<p>(4) 市民は、災害の発生に備え、<u>最低3日間</u>、<u>推奨1週間</u>分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努めるものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
84	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(4) 受援計画の策定</p> <p>市は、救急・救助、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p><u>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</u>特に府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 受援計画の策定</p> <p>市は、救急・救助、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペ</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
93	<p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>(4) 救急医療対策の充実</p> <p>(ヶ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、 <u>「おおいた医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)</u>を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実</p>	<p><u>ース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p><u>加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
95	<p>(略)</p> <p>(8) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p> <p>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内他市町村との相互応援・受援等の観点から整備する、全県統一の被災者台帳システムの導入と円滑な運用を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(8) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</u></p> <p><u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずるよう努める。</u></p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p> <p>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内他市町村との相互応援・受援等の観点から整備する、全県統一の被災者台帳システムの導入と円滑な運用を図る。</p>
96	<p>第5節 救援物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととす</p>	<p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>る。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、<u>定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</u></p> <p>市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「佐伯市備蓄計画」によるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</u></p> <p>市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「佐伯市備蓄計画」によるものとする。</p> <p><u>また、市は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
103	<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 活動組織</p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における市の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>ア 災害対策連絡室</p> <p>(略)</p> <p>(才) 解散基準</p> <p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認め るとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要ないと認めると き</p> <p>(略)</p> <p>イ 地区灾害対策連絡室</p> <p>(略)</p> <p>(才) 解散基準</p>	<p>(才) 解散基準</p> <p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要ないと室長 が認めるとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要ないと室長が認 めるとき</p>
104		(才) 解散基準

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
106	<p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認め るとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要ないと認めるとき</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>【総合調整部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び解散 ・本部会議 ・災害対策全般の総括及び総合調整 ・避難指示等の発令及び解除 ・本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整 ・自衛隊派遣要請 	<p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要ないと地区 <u>室長が</u>認めるとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要ないと地区室長 <u>が</u>認めるとき</p> <p>【総合調整部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び解散 ・本部会議 ・災害対策全般の総括及び総合調整 ・避難指示等の発令及び解除 ・本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整 ・自衛隊派遣要請

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県及び近隣市との連絡調整 ・災害時の通信の確保 ・原子力災害対策に係る連絡調整 ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・原子力災害時の広域避難者の受入調整 <u>・復興計画の策定準備</u> <u>・災害弔慰金の支給</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県及び近隣市との連絡調整 ・災害時の通信の確保 ・原子力災害対策に係る連絡調整 ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・原子力災害時の広域避難者の受入調整 <hr/> <hr/>
107	<p>【総務対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害業務全般 ・本部長及び副本部長の秘書 ・市議会災害対策会議の設置 ・職員の出勤状況の把握及び<u>各部門</u>の職員の応援体制 ・通信設備の確保 ・被害情報、避難準備情報、避難指示等市民への広報 ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・市民等への広報 ・二次災害防止のための報道機関・市民等への広報 ・気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理 	<p>【総務対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害業務全般 ・本部長及び副本部長の秘書 ・市議会災害対策会議の設置 ・職員の出勤状況の把握及び<u>各対策部</u>の職員の応援体制 ・通信設備の確保 ・被害情報、避難準備情報、避難指示等市民への広報 ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・市民等への広報 ・二次災害防止のための報道機関・市民等への広報 ・気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
108	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策に係る市民からの問い合わせ対応 <p>(略)</p> <p>【福祉保健対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害業務全般 ・医療施設の状況に関する情報収集 ・医療救護所の開設及び管理 ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・感染症の予防 ・災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整 ・福祉避難所の開設及び連絡調整 ・要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・災害援護事務 ・社会福祉施設等の状況に関する情報収集 <p>(略)</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策に係る市民からの問い合わせ対応 <p>【福祉保健対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般 ・医療施設の状況に関する情報収集 ・医療救護所の開設及び管理 ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・感染症の予防 ・災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整 ・福祉避難所の開設及び連絡調整 ・要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・災害援護事務 ・社会福祉施設等の状況に関する情報収集 ・災害弔慰金の支給

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後								
119	<p>1 情報の収集・伝達及び被害報告</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報共有体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他</p> <p>大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>第7節 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要請先等</p> <table border="1"> <tr> <td>要 請 先 等</td> <td>連 絡 方 法 等</td> <td>指 定 部 隊 等 の 長</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考	<p>1 情報の収集・伝達及び被害報告</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報共有体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他</p> <p>大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSや衛星通信によるインターネット機器を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>第7節 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要請先等</p> <table border="1"> <tr> <td>要 請 先 等</td> <td>連 絡 方 法 等</td> <td>指 定 部 隊 等 の 長</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考
要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考							
要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考							
129										

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前					改正後														
131	陸上自衛隊	西部方面特科隊 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	湯布院駐屯地司令 <u>金</u>	大分県の南部 (佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市) を管轄	陸上自衛隊	第2特科団 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	団長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄										
	海上自衛隊	佐伯基地分遣隊	佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整	海上自衛隊	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整										
(略)																				
131	4 自衛隊の活動内容等																			
	(略)					(2) 災害派遣時に実施する救援活動等														
131 (2) 災害派遣時に実施する救援活動等																				
災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。																				
ア 被害状況の把握																				
イ 避難の援助																				
ウ 遭難者等の搜索援助																				

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>エ 水防活動</p> <p>オ 消防活動の支援</p> <p>カ 道路又は水路の啓開</p> <p>キ 応急医療、救護及び防疫</p> <p>ク 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>ケ <u>炊飯及び給水</u></p> <p>コ 援助物資の無償貸付又は譲与</p> <p>サ 危険物の保安及び除去</p> <p>シ その他</p> <p>(略)</p> <p>第9節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>2 組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 班の役割</p> <p>(略)</p>	<p>エ 水防活動</p> <p>オ 消防活動の支援</p> <p>カ 道路又は水路の啓開</p> <p>キ 応急医療、救護及び防疫</p> <p>ク 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>ケ <u>炊飯、給水及び入浴支援</u></p> <p>コ 援助物資の無償貸付又は譲与</p> <p>サ 危険物の保安及び除去</p> <p>シ その他</p>
137	ウ 被災地 <u>や被災者</u> のボランティアニーズを把握するとともに、市社	ウ 被災地 <u>・避難所</u> のボランティアニーズを把握するとともに、市社

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>協及び日赤佐伯の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・N P O等の受入に関する総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>カ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に佐伯市災害ボランティアセンター等に提供する。</p>	<p>協及び日赤佐伯の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・N P Oが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う。</p> <p>カ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に佐伯市災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンター等に提供する。</p>
138	<p>(3) ボランティア・N P O等の受入及び配置</p> <p>(略)</p> <p>イ ボランティア・N P O等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないよう留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。</p> <p>(ア) 専門ボランティア・N P O活動</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護 b 被災者の健康管理やカウンセリング c 災害応急対策物資などの資材の輸送 	<p>イ ボランティア・N P O等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないよう留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。</p> <p>(ア) 専門ボランティア・N P O活動</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護 b 被災者の健康管理やカウンセリング c 災害応急対策物資などの資材の輸送

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>d 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定</p> <p>e 外国人に対する通訳</p> <p>f その他災害救助活動<u>等</u>に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p>	<p>d 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定</p> <p>e 外国人に対する通訳</p> <p>f その他災害救助活動<u>や避難所運営</u>に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前				改正後			
	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 (略)							
167	第5節 救急医療活動 (略)				5 災害拠点病院への措置 5 災害拠点病院への措置			
	5 災害拠点病院への措置 福祉保健対策部医療活動支援班は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。				5 災害拠点病院への措置 福祉保健対策部医療活動支援班は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。			
	表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（平成31年4月 <u>1日現在</u> ）				表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（令和6年6月 <u>6日現在</u> ）			
	医療圏	病院名	災害拠点病院	大分 DMAT	医療圏	病院名	災害拠点病院	大分 DMAT
			基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院			基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院
	東国東	国東市民病院	○	○	東国東	国東市民病院	○	○
	別府速見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	○	○	別府速見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	○	○
		国立病院機構別府医療センター		○		国立病院機構別府医療センター		○
		大分県厚生連鶴見病院		○		大分県厚生連鶴見病院		○
	大分	大分県立病院	○	○	大分	大分県立病院	○	○

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前				改正後			
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○		大分市医師会立アルメイダ病院		○
	大分赤十字病院		○	○		大分赤十字病院		○
	大分中村病院			○		大分中村病院		○
	大分三愛メディカルセンター			○		大分三愛メディカルセンター		○
	大分大学医学部付属病院		○	○		大分大学医学部付属病院	○	○
	大分岡病院			○		大分岡病院		○
	社会医療法人財団天心堂 へつぎ病院			○		社会医療法人財団天心堂 へつぎ病院		○
	国立病院機構大分医療 センター			○		国立病院機構大分医療 センター		○
	佐賀関病院			○		佐賀関病院		○
	臼杵	臼杵市医師会立コスモス病院		○	臼杵	永富脳神経外科病院		○
佐伯	南海医療センター		○	○		臼杵市医師会立コスモス病院		○
豊後大野	豊後大野市民病院		○	○		津久見中央病院		○
竹田	竹田医師会病院		○	○		南海医療センター		○
	大久保病院		○	○	佐伯	長門記念病院		○
日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○	豊後大野	豊後大野市民病院		○

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前					改正後				
	中津	中津市立中津市民病院		○	○				○	○
	宇佐						竹田	竹田医師会病院		
	豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○			大久保病院		○
		計	1	13	22		日田玖珠	大分県済生会日田病院		○
	(略)						中津	中津市立中津市民病院		○
							宇佐			
							豊後高田	宇佐高田医師会病院		○
								計	2	12
										25

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
175	<p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の运营管理等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 要配慮者の避難等の措置</p> <p>避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉保健対策部と協議のうえ福祉避難所を速やかに開設するものとする。</p> <p>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、総合調整部は旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。</p> <p>なお要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。</p>	<p>(3) 要配慮者の避難等の措置</p> <p>避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉保健対策部と協議のうえ福祉避難所を速やかに開設するものとする。</p> <p>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、総合調整部は旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。</p> <p>なお要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。</p>
176	<p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>オ 避難住民の健康への配慮</p> <p>県と市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>	<p>オ 避難住民の健康への配慮</p> <p>県と市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを編成するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>
177	<p>カ 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市は、<u>災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所における</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>必要に応じ、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するた</p>	<p>カ 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市は、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、<u>災害・断水時の</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p><u>さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置する</u>よう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>め、県に保健師等で構成する保健活動チームの派遣を要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。</p> <p>また、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行うため、県に災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣を要請するとともに、災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p><u>市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>
179	<p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>文教・避難所対策部避難所対策班は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、</p>	<p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>文教・避難所対策部避難所対策班は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p>	<p>被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p> <p style="color: red;"><u>さらに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p style="color: red;">4 車中泊避難者への支援</p> <p style="color: red;"><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>4 食料・物資の供給</p> <p>配備受援対策部救援物資・資機材班は、文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>物資の円滑な供給</u>に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p>	<p>5 食料・物資の供給</p> <p>配備受援対策部救援物資・資機材班は、文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>救急物資の緊急輸送が可能となるよう無人航空機等の輸送手段の確保</u>に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p>
180	<p>5 巡回健康相談の実施</p> <p>市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p> <p>（略）</p>	<p>6 巡回健康相談の実施</p> <p>市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
211	<p>第5章 社会基盤の応急対策</p> <p>第1節 社会基盤の応急対策</p> <p>1 電気、ガス、通信、上下水道の応急対策</p> <p>(1) 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道対策部は、各自の災害時対応計画に従い、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。</p>	<p>(1) 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道対策部は、各自の<u>B</u> <u>CPなど</u>災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第4部「災害復旧・復興」

頁	改正前	改正後
215	<p>第2章 市民サポートセンターの設置</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者支援システムを活用した被災者台帳の整備及び県への情報提供の要請</p> <p>(1) 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、被災者支援システムを活用し個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 被災者の生活再建等のための情報提供の要請</p> <p>市は、県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成するうえで必要がある場合は、県に対して被災者に関する情報の提供を要請するものとする。(略)</p>	<p>2 <u>被災者の生活再建支援等</u></p> <p><u>県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、被災者支援システムを活用し個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 情報提供の要請</p> <p>市は、県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成するうえで必要がある場合は、県に対して被災者に関する情報の提供を要請するものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第5部「南海トラフ地震防災対策推進計画」

頁	改正前	改正後
240	<p>第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>(略)</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 消防用施設の整備</p> <p>市、県及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の<u>整備を計画的に行うものとする。</u></p>	<p>(4) 消防用施設の整備</p> <p>市、県及び防災関係機関は、多様な災害に対応可能な消防用施設及び消防用資機材の<u>計画的な整備促進に努める。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
30	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害危険区域等の対策</p> <p>1 災害危険区域の調査</p> <p>(略)</p> <p>(10) 災害危険性が高い盛土</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づく是正指導を行うものとする。</u></p> <p>(11) その他災害危険予想箇所</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域、内水被害区域等のその他災害危険予想箇所</u></p> <p>(略)</p>	<p>(10) 災害危険性が高い盛土</p> <p style="color: red; padding-left: 2em;"><u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u></p> <p>(11) その他災害危険予想箇所</p> <p style="color: red; padding-left: 2em;"><u>山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域、内水被害区域等のその他災害危険予想箇所</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
32	<p>第3節 防災施設の災害予防管理</p> <p>1 風水害に対する予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) 農業用施設の維持管理</p> <p>農道、<u>溜</u>池、頭首工及び水路を管理する管理団体は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>溜</u>池の維持補修</p> <p>漏水している<u>溜</u>池はその補修を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで<u>溜</u>池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留するように努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 農業用施設の維持管理</p> <p>農道、<u>ため</u>池、頭首工及び水路を管理する管理団体は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。</p> <p>イ <u>ため</u>池の維持補修</p> <p>漏水している<u>ため</u>池はその補修を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで<u>ため</u>池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留するように努める。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
39	<p>2 宅地造成地の災害予防対策</p> <p>宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。</p> <p>また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。</p>	<p>2 宅地造成地の災害予防対策</p> <p>宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。</p> <p>また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資を斡旋する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
47	<p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。</p> <hr/> <hr/>	<p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。</p> <p style="color: red;"><u>そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
57	<p>_____</p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>る女性参画の拡大に努める。</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
58	<p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 消防団等の育成、強化</p> <p>1 消防団の育成、強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>(略)</p> <p>ア 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを<u>進めるものとする。</u></p> <hr/>	<p>等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>ア 消防団員への理解の促進</p> <p>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを<u>推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組みを推進する。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
71	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 受援計画の策定</p> <p>市は、救急・救助、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p><u>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定やをはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 受援計画の策定等</p> <p>市は、救急・救助、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定やをはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
77	<p>第3節 風水害等の避難に関する事前の対策</p> <p>1 緊急避難場所の周知・指定、避難路等の指定・整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難路等の整備、確保</p> <p>市は、土砂災害等のおそれのない避難路、徒步専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p><u>加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>（3）避難路等の整備、確保</p> <p>市は、土砂災害等のおそれのない避難路、徒步専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。<u>また、市内の国・県・市道を災害時の避難路とし、避難路上の危険個所の解消を図るものとする。</u></p>
	<p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置</p> <p>多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
81	<p>は、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。</p> <p>そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>(ケ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「<u>おおいた医療情報ほっとネット</u>」及び「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」(EMIS) を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施</p> <p>(略)</p>	<p>（ケ）災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」(EMIS) を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施</p>
83	<p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p>	<p><u>(8) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</u></p> <p><u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p><u>(8) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</u></p> <p>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内他市町村との相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</u></p> <p>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内他市町村との相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。</p>
84	<p>第5節 救援物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、<u>定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</u></p>	<p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、<u>平時から、訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める 「佐伯市備蓄計画」によるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める 「佐伯市備蓄計画」によるものとする。</p> <p><u>市は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進 めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
91	<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 活動組織</p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における市の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>ア 災害対策連絡室</p> <p>(略)</p> <p>(才) 解散基準</p> <p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認め るとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要ないと認めると き</p> <p>(略)</p> <p>イ 地区災害対策連絡室</p> <p>(略)</p> <p>(才) 解散基準</p>	<p>(才) 解散基準</p> <p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要ないと<u>室長</u> <u>が</u>認めるとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要ないと<u>室長が</u>認 めるとき</p>
92		(才) 解散基準

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
95	<p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認め るとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めると き</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 处理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>b 各部の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <p>【総合調整部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び解散 ・本部会議 ・災害対策全般の総括及び総合調整 ・避難指示等の発令及び解除 ・本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整 	<p>a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと地区室長 室長が認めるとき</p> <p>b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと地区室長 が認めるとき</p> <p>【総合調整部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び解散 ・本部会議 ・災害対策全般の総括及び総合調整 ・避難指示等の発令及び解除 ・本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊派遣要請 ・国、県及び近隣市との連絡調整 ・災害時の通信の確保 ・原子力災害対策に係る連絡調整 ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・原子力災害時の広域避難者の受入調整 <u>・復興計画の策定準備</u> <u>・災害弔慰金の支給</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊派遣要請 ・国、県及び近隣市との連絡調整 ・災害時の通信の確保 ・原子力災害対策に係る連絡調整 ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・原子力災害時の広域避難者の受入調整 <hr/> <hr/>
95	<p>【総務対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害業務全般 ・本部長及び副本部長の秘書 ・市議会災害対策会議の設置 ・職員の出勤状況の把握及び<u>各部門</u>の職員の応援体制 ・通信設備の確保 ・被害情報、避難準備情報、避難指示等市民への広報 ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・市民等への広報 ・二次災害防止のための報道機関・市民等への広報 	<p>【総務対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害業務全般 ・本部長及び副本部長の秘書 ・市議会災害対策会議の設置 ・職員の出勤状況の把握及び<u>各対策部</u>の職員の応援体制 ・通信設備の確保 ・被害情報、避難準備情報、避難指示等市民への広報 ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・市民等への広報 ・二次災害防止のための報道機関・市民等への広報

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理 ・原子力災害対策に係る市民からの問い合わせ対応 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理 ・原子力災害対策に係る市民からの問い合わせ対応
96	<p>【福祉保健対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般 ・医療施設の状況に関する情報収集 ・医療救護所の開設及び管理 ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・感染症の予防 ・災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整 ・福祉避難所の開設及び連絡調整 ・要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・災害援護事務 ・社会福祉施設等の状況に関する情報収集 <hr/>	<p>【福祉保健対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般 ・医療施設の状況に関する情報収集 ・医療救護所の開設及び管理 ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・感染症の予防 ・災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整 ・福祉避難所の開設及び連絡調整 ・要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・災害援護事務 ・社会福祉施設等の状況に関する情報収集 ・災害弔慰金の支給

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
115	<p>(略)</p> <p>第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>1 情報の収集・伝達及び被害報告</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報共有体制の確立</p> <p>ア 関係機関連絡員（リエゾン）の受け入れ 消防署、県地区灾害対策本部（振興局）、佐伯警察署、国土交通省、自衛隊等、関係防災機関からの連絡員を受け入れ、迅速な情報収集・情報共有に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他 大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 自衛隊の災害派遣要請</p>	<p>(略)</p> <p>消防署、県地区灾害対策本部（振興局等）、佐伯警察署、国土交通省、自衛隊等、関係防災機関からの連絡員を受け入れ、迅速な情報収集・情報共有に努める。</p> <p>大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSや衛星通信によるインターネット機器を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前				改正後																											
125	<p>(略)</p> <p>3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要請先等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 請 先 等</th> <th>連 絡 方 法 等</th> <th>指 定 部 隊 等 の 長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 <u>西部方面特科隊</u> (湯布院駐屯地)</td> <td>由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111</td> <td><u>湯布院駐屯地司令</u></td> <td>大分県の南部 (佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市) を管轄</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 佐伯基地分遣隊</td> <td>海上自衛隊 佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370</td> <td>分遣隊長</td> <td>呉地方総監部との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 自衛隊の活動内容等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p>				要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考	陸上自衛隊 <u>西部方面特科隊</u> (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>湯布院駐屯地司令</u>	大分県の南部 (佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市) を管轄	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	海上自衛隊 佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整	<p>(2) 要請先等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 請 先 等</th> <th>連 絡 方 法 等</th> <th>指 定 部 隊 等 の 長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 <u>第2特科団</u> (湯布院駐屯地)</td> <td>由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111</td> <td><u>團長</u></td> <td>大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 佐伯基地分遣隊</td> <td>海上自衛隊 佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370</td> <td>分遣隊長</td> <td>呉地方総監部との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>				要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考	陸上自衛隊 <u>第2特科団</u> (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>團長</u>	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	海上自衛隊 佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整
要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考																													
陸上自衛隊 <u>西部方面特科隊</u> (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>湯布院駐屯地司令</u>	大分県の南部 (佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市) を管轄																													
海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	海上自衛隊 佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整																													
要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考																													
陸上自衛隊 <u>第2特科団</u> (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	<u>團長</u>	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄																													
海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	海上自衛隊 佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整																													
127					<p>(2) 災害派遣時に実施する救援活動等</p>																											

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等の搜索援助 エ 水防活動 オ 消防活動の支援 カ 道路又は水路の啓開 キ 応急医療、救護及び防疫 ク 人員及び物資の緊急輸送 ケ <u>炊飯及び給水</u> コ 援助物資の無償貸付又は譲与 サ 危険物の保安及び除去 シ その他</p> <p>(略)</p> <p>第10節 ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p>	<p>災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等の搜索援助 エ 水防活動 オ 消防活動の支援 カ 道路又は水路の啓開 キ 応急医療、救護及び防疫 ク 人員及び物資の緊急輸送 ケ <u>炊飯、給水及び入浴支援</u> コ 援助物資の無償貸付又は譲与 サ 危険物の保安及び除去 シ その他</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
133	<p>2 組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 班の役割</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被災地<u>や被災者</u>のボランティアニーズを把握するとともに、市社協及び日赤佐伯の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・N P O<u>等の</u>受入に関する総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>カ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に佐伯市災害ボランティアセンター等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) ボランティア・N P O等の受入及び配置</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 被災地・<u>避難所</u>のボランティアニーズを把握するとともに、市社協及び日赤佐伯の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・N P O<u>が行う業務や</u>受入<u>方法</u>に関する総合調整を行う。</p> <p>カ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に佐伯市災害ボランティアセンター<u>及び県災害ボランティアセンター</u>等に提供する。</p>
134	<p>イ ボランティア・N P O等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないよう留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後																										
160	<p>(略)</p> <p>(ア) 専門ボランティア・N P O活動</p> <p>(略)</p> <p>f その他災害救助活動<u>等</u>に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限にするための活動</p> <p>(略)</p> <p>第5節 救急医療活動</p> <p>(略)</p> <p>5 災害拠点病院への措置</p> <p>福祉保健対策部医療活動支援班は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（平成31年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th>大分DMAT</th> </tr> <tr> <th>基幹災害拠点病院</th> <th>地域災害拠点病院</th> <th>指定病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東国東</td> <td>国東市民病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院	東国東	国東市民病院		○	○	<p>(略)</p> <p>f その他災害救助活動<u>や避難所運営</u>に関して専門的な資格や技術などを要する活動</p> <p>5 災害拠点病院への措置</p> <p>福祉保健対策部医療活動支援班は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（令和6年6月6日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th>大分DMAT</th> </tr> <tr> <th>基幹災害拠点病院</th> <th>地域災害拠点病院</th> <th>指定病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東国東</td> <td>国東市民病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院	東国東	国東市民病院		○	○
医療圏	病院名			災害拠点病院		大分DMAT																						
		基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院																								
東国東	国東市民病院		○	○																								
医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT																								
		基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院																								
東国東	国東市民病院		○	○																								

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前					改正後				
	別府速見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○	別府速見	国家公務員共済組合連合会 新別府病院		○	○
		国立病院機構別府医療センター			○		国立病院機構別府医療センター			○
		大分県厚生連鶴見病院			○		大分県厚生連鶴見病院			○
	大分	大分県立病院	○		○	大分	大分県立病院	○		○
		大分市医師会立アルメイダ病院		○	○		大分市医師会立アルメイダ病院	○	○	○
		大分赤十字病院		○	○		大分赤十字病院		○	○
		大分中村病院			○		大分中村病院			○
		大分三愛メディカルセンター			○		大分三愛メディカルセンター			○
		大分大学医学部附属病院		○	○		大分大学医学部附属病院	○		○
		大分岡病院			○		大分岡病院			○
		社会医療法人財団天心堂 へつぎ病院			○		社会医療法人財団天心堂 へつぎ病院			○
		国立病院機構大分医療センター			○		国立病院機構大分医療センター			○
		佐賀関病院			○		佐賀関病院			○
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○			永富脳神経外科病院			○

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前					改正後						
	佐伯	南海医療センター		○	○			○	○			
	豊後大野	豊後大野市民病院		○	○		<u>津久見中央病院</u>			○		
竹田	竹田医師会病院		○	○		佐伯	南海医療センター		○	○		
	大久保病院		○	○			<u>長門記念病院</u>			○		
	日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○	豊後大野	豊後大野市民病院		○	○		
	中津	中津市立中津市民病院		○	○	竹田	竹田医師会病院		○	○		
宇佐豊後高 田	宇佐高田医師会病院		○	○	大久保病院			○	○			
					日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○			
	計		1	13	22	中津	中津市立中津市民病院		○	○		
						宇佐豊後高 田	宇佐高田医師会病院		○	○		
							計	2	12	25		

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
167	<p>第4章 被災者の保護・救援のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の运营管理等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 要配慮者の避難等の措置</p> <p>避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉保健対策部と協議のうえ福祉避難所を速やかに開設するものとする。</p> <p>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、総合調整部は旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。</p> <p>なお要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。</p>	<p>(3) 要配慮者の避難等の措置</p> <p>避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉保健対策部と協議のうえ福祉避難所を速やかに開設するものとする。</p> <p>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、総合調整部は旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。</p> <p>なお要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。</p>
168	<p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>オ 避難住民の健康への配慮</p> <p>県と市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>	<p>オ 避難住民の健康への配慮</p> <p>県と市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを編成するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>
168	<p>カ 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市は、<u>災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所における</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>必要に応じ、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するた</p>	<p>カ 避難所の生活環境への配慮</p> <p>市は、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、<u>災害・断水時の</u>トイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p><u>さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置する</u>よう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボール</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>め、県に保健師等で構成する保健活動チームの派遣を要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。</p> <p>また、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行うため、県に災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣を要請するとともに、災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>ベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p><u>市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>
171	<p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>文教・避難所対策部避難所対策班は、被災者のニーズを十分把握し、風水害の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活</p>	<p>3 避難所外被災者への情報伝達活動</p> <p>文教・避難所対策部避難所対策班は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
	<p>支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p>	<p>被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。</p> <p><u>さらに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>4 車中泊避難者への支援</p> <p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
171	<p>4 食料・物資の供給</p> <p>配備受援対策部救援物資・資機材班は、文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>物資の円滑な供給</u>に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p>	<p>5 食料・物資の供給</p> <p>配備受援対策部救援物資・資機材班は、文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の<u>救急物資の緊急輸送が可能となるよう無人航空機等の輸送手段の確保</u>に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p>
172	<p>5 巡回健康相談の実施</p> <p>市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>	<p>6 巡回健康相談の実施</p> <p>市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第4部「災害復旧・復興」

頁	改正前	改正後
207	<p>第2章 市民サポートセンターの設置</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者支援システムを活用した被災者台帳の整備及び県への情報提供の要請</p> <p>(1) 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、被災者支援システムを活用し個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 被災者の生活再建等のための情報提供の要請</p> <p>市は、県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成するうえで必要がある場合は、県に対して被災者に関する情報の提供を要請するものとする。(略)</p>	<p>2 被災者の生活再建支援等</p> <p>県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、被災者支援システムを活用し個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 情報提供の要請</p> <p>市は、県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成するうえで必要がある場合は、県に対して被災者に関する情報の提供を要請するものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前	改正後
218	<p style="text-align: center;">第2章 災害想定</p> <p>(略)</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響</p> <p>原子力規制委員会が、平成24年10月31日に<u>示した</u>「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から<u>概ね</u>半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から<u>概ね</u>30kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。</p> <p>また、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最短で約55kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本市の対策のあり方や手順を検討していくものとする。</p>	<p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響</p> <p>原子力規制委員会が、平成24年10月31日に<u>制定した</u>「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から<u>おおむね</u>半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から<u>おおむね</u>30kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。</p> <p>また、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最短で約55kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本市の対策のあり方や手順を検討していくものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前	改正後
226	<p>第4章 原子力発電所事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びU P Z <u>（概ね30km）</u> 圏域内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。</p> <p>県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。また、市はその実施に協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 屋内退避等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 屋内退避、避難指示</p> <p>市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の市民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を<u>行うものとする。</u></p> <p>(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準</p>	<p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びU P Z 内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。</p> <p>県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。また、市はその実施に協力するものとする。</p> <p>(2) 屋内退避、避難指示</p> <p>市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の市民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を<u>伝達するものとする。</u></p> <p>(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前		改正後																		
	<p>原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。</p> <p>(屋内退避及び避難に関する指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値※</th> <th>基準の概要</th> <th>避難等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 μ Sv/h</td> <td>地上 1 m での空間放射線量率</td> <td>数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>20 μ Sv/h</td> <td>地上 1 m での空間放射線量率</td> <td><u>市民を一週間程度以内に一時移転させる。</u> <u>併せて、1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準値※	基準の概要	避難等の概要	500 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)	20 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	<u>市民を一週間程度以内に一時移転させる。</u> <u>併せて、1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。</u>	<p>原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。</p> <p>(屋内退避及び避難に関する指標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値※</th> <th>基準の概要</th> <th>避難等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 μ Sv/h</td> <td>地上 1 m での空間放射線量率</td> <td>数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>20 μ Sv/h</td> <td>地上 1 m での空間放射線量率</td> <td><u>1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準値※	基準の概要	避難等の概要	500 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)	20 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	<u>1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。</u>
基準値※	基準の概要	避難等の概要																			
500 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)																			
20 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	<u>市民を一週間程度以内に一時移転させる。</u> <u>併せて、1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。</u>																			
基準値※	基準の概要	避難等の概要																			
500 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)																			
20 μ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	<u>1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。</u>																			

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故灾害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前	改正後
227	<p>6 健康相談及び医療救護活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(略)</p> <p>エ 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(ア) 服用者</p> <p>原則として<u>服用不適切者、慎重投与対象者</u>及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。</p> <p>(略)</p>	<p>(ア) 服用者</p> <p>原則として<u>服用不適切項目該当者</u>及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。</p>